

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年12月8日 提出

周南市長 藤井律一子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和5年10月25日（水）午後3時55分頃、周南市浜田1丁目において、環境生活部リサイクル推進課職員が運転する公用車が、市道浜田線から県道徳山新南陽線に右折進入した際、県道から右折していた相手方車両に接触した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥204,204-

2 専決処分の年月日

令和5年12月6日